

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書

1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人おかざき福祉会こささの里地域包括支援センターは、介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援し、状態を維持・改善することを目的として、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント等を行います。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って事業運営を行います。

また、サービス事業者の選択については、利用者・家族の希望を踏まえつつ、公平中立に行います。サービス事業所については複数の事業所の紹介が可能であり、また、介護予防サービス計画に当該事業所を位置付けた理由を求めていただくことが可能です。

2 事業者（法人）

名称 社会福祉法人おかざき福祉会
所在地 岡崎市秦梨町字平畠16番地1
代表者 理事長 鈴木 雅司
電話番号 0564-47-3333 FAX番号 0564-47-3331

3 事業所の概要

事業所名 こささの里地域包括支援センター
指定番号 2303000208
所在地 豊田市越戸町上西小笠116番地
管理者 石田 知宏
電話番号 0565-46-9677 FAX番号 0565-46-9901
営業日 月曜日から日曜日
ただし、12月29日から1月3日を除く。
営業時間 8時30分から17時30分
通常の事業の実施地域 豊田市猿投台地区

4 事業所の従業者体制（2025年7月1日現在）

職種	職務内容	人員
管理者	業務の一元的な管理	1名（常勤兼務）
主任介護支援専門員	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務等	1名（常勤兼務）
保健師	心身状況の把握、医療連携等	1名（常勤）
社会福祉士	福祉・後見制度等の相談等	2名（常勤2名）
介護支援専門員	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務等	1名（非常勤）
事務員	3職種の補助、事務	1名（常勤）

5 サービスの内容

- ①介護予防サービス・支援計画の作成
- ②介護予防サービス事業者等との連絡・調整
- ③要支援認定等の申請に対する協力・援助
- ④上記に付随する業務（相談等）

6 利用料金

介護保険により給付される場合は、自己負担はありません。ただし、介護保険料未納、要支援認定を受けられない等の理由により自己負担が発生する場合があります。（初回加算なども同じ）

※ 介護給付費、介護予防ケアマネジメント費（1単位11.05円）

①介護予防支援費

442単位（1月につき）

②初回加算	300単位（1月につき）
③委託連携加算	300単位（1回限度）
④介護予防ケアマネジメントA	442単位（1月につき）
⑤介護予防ケアマネジメントB	330単位（1月につき）

7 入院時における医療機関との連携

利用者の方が入院された場合、入院先医療機関と連携して利用者を支援するため、担当職員の氏名及び連絡先等を入院先医療機関に提供していただきます。

8 非常災害対策

当事業所では、非常災害その他緊急事態に備え、必要な設備を備えるとともに、消防計画を作成し消防署への届出を行い、年2回以上の防災訓練を実施し、非常災害に備えております。

9 緊急時の対応

当事業所では、サービス提供中に容態が急変した場合等には、速やかに、予めお知らせいただいた緊急連絡先、嘱託医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

10 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合には、家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなどの必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった措置について記録します。また、損害保険会社の保険に加入し、賠償責任を負った場合、保険の範囲内で賠償を行います。

11 守秘義務

当事業所では個人情報保護法に沿った「おかざき福祉社会個人情報管理規程」を作成し、利用者及びご家族の個人情報を適正に管理しております。また、職員については、在職中、退職後を通じて、職務を通じて知り得た利用者、その家族及び身元保証人の個人情報を正当な理由なく、開示、提供、漏洩もしくは自ら使用しないことを書面により誓約しております。

12 介護・看護記録の開示

利用者、身元保証人、利用者の家族の方は、所定の請求用紙を提出して、介護・看護記録の開示を請求することができます。請求がなされた場合、原則として、毎月1回開催される個人情報保護委員会において、開示・不開示、開示する場合はその方法と範囲を決定します。不開示の場合には理由を通知します。また、文書による開示の場合、事前に同意をいただいた上、コピー代をお支払いいただきます。

13 虐待防止のための措置

当施設では、以下の虐待防止のための措置を行っています。

①虐待防止のための委員会の開催（3カ月に1回以上）、②虐待防止のための研修の実施（年2回以上）、③虐待防止のための指針の整備、④虐待防止のための担当者の配置

虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合、市に通報し、その指示に従い必要な協力を行います。

14 苦情相談窓口

① こささの里地域包括支援センター

苦情受付担当者 石田 知宏（管理者）

苦情解決責任者 山田 満寿夫（こささの里所長）

ご利用時間 8時30分～17時30分（土日祝日、年末年始を除く）

ご利用方法 電話 0565-46-9677

面接 隨時（事前にご予約下さい）

ご意見箱 玄関ロビーに設置

② 豊田市介護保険課

〒471-8501 豊田市西町3-60

電話番号 0565-34-6634

受付時間 8時30分～17時15分（土日祝日、年末年始を除く）

15 第三者評価の実施状況

① 実施の有無 無

こささの里地域包括支援センターのサービスについて重要事項の説明を受け、同意しました。

年　　月　　日

利用者　　(住 所)

(氏 名)

印

(電 話)

署名代行者　□ 身元保証人と同じ（以下、記入押印不要）
(住 所)

(氏 名)

印

(電 話)

(続 柄)

(署名代行理由)

- 筆記が不可能または困難であるため
 その他 ()

身元保証人

(住 所)

(氏 名)

印　　続柄

(電 話)

重要事項説明者

(職・氏名)

印

説明場所

- こささの里
 利用者ご自宅
 その他
-

2025.7.1　総務室　山本